

○越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	「一般診断法」 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【対象となる住宅】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 【個人負担】 1万円 「伝統耐震診断法」 古民家鑑定、床下インスペクション、伝統耐震診断および補強プラン作成の 費用に対する補助 【対象となる住宅】 伝統的構法により建てられ、かつ、建設後50年を経過した木造住宅 【個人負担】 61,600円	定住促進課 0778-34-8727
越前町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震 改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 【補助金額】 最大175万円	
越前町伝統的な古民家の 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家 の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【対象となる住宅】 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 ・建築後50年を経過した住宅、又は終戦前(1945年以前)の地域の伝統的 民家意匠を基調とした住宅 【補助金額】 最大237万5千円	
福井の伝統的民家 活用推進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に要する費用の 一部を補助 【対象となる住宅】 ・ふくい伝統的民家と認定されている住宅 ・耐震診断・補強プラン作成済みの木造住宅 ・伝統的民家群保存活用推進地区内 【補助金額】 最大300万円(対象経費の1/2以内)	都市整備課 0778-34-8703
越前町持ち家住宅 新築促進事業	補助	町内に住宅を新築または購入する若者に対して、費用の一部を助成 【対象者】 申請日時時点で満39歳以下で、対象住宅の所有権を1/2以上有する5年以 上定住する意思がある者 【対象住宅】 令和4年4月1日以降に契約されたもので、対象者が自ら居住する居住部分 面積が延べ床面積の1/2以上かつ50㎡以上の一戸建て住宅 ※ただし、申請日時時点で建築工事を完了の日から起算して1年以上経過してい ない(新築住宅) 【助成金額】 30万円	
越前町地域経済 活性化促進事業	補助	「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の 交付決定を受けた者が、町内建築業者により新築された住宅を取得する場 合、費用の一部を助成 【助成金額】 50万円	定住促進課 0778-34-8727
越前町地域産材 活用促進事業	補助	「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の 交付決定を受けた者が、町産材等を活用した新築住宅を取得する場合、費 用の一部を助成 【助成金額】 木材 1㎡あたり2万円(最大20万円) 越前瓦 20万円	
越前町若者定住 子育て・引越し支援事業	補助	「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の 交付決定を受けた者の子育て費用を支援(最大30万円) 【助成金額】 未就学児1人につき10万円 18歳未満(未就学児を除く)1人につき5万円	
越前町若者定住 子育て・引越し支援事業	補助	「結婚新生活支援事業補助金」又は「持ち家住宅新築促進事業助成金」の 交付決定を受けた者の引越し費用の一部を助成 【助成金額】 引越し業者又は運送業者に支払った費用の2分の1(最大10万円)	

(次頁へ続く)

○越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町多世帯同居 住まい推進事業	補助	住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助 【対象工事】 ・間取りの変更、バリアフリー改修、設備の改修 ・県内に本社又は本店がある事業者が施工する工事 【補助金額】 最大60万円(対象経費の1/2以内)	
越前町旧耐震住宅建替事業	補助	旧耐震基準で建設された木造住宅を除却し、自らが居住するために新たに住宅を取得するための費用の一部を補助 【対象者】 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の除却し、かつ、越前町内に新築住宅を建築または購入する人 ※補助対象となるためには、除却工事、新築工事の着手する前(建売住宅購入の前)に、必ず事前協議が必要です。 【補助金額】 50万円 その他加算要件あり	
越前町空き家住まい 支援事業	補助	移住者等が空き家情報バンクに登録された物件を購入又は改修する場合に、その費用の一部を補助 【対象者】 移住者、子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員等、空き家所有者 【要件】 ・定住希望者や移住者が空き家情報バンクに登録されている空き家を購入する場合、又は改修を行う場合などに費用の一部を補助 ・定住希望者や移住者が賃借するため、空き家の所有者又は事業者が空き家情報バンクに登録されている空き家を改修する場合などに費用の一部を補助 【補助金額】 ・購入補助 空き家購入費の1/3(最大30万円) ・改修補助 対象経費の1/3(最大30万円)	定住促進課 0778-34-8727
越前町空き家等除却 支援事業	補助	老朽化した空き家等の除却工事及び家財道具の処分に要する費用の一部を補助 【補助金額】 対象経費の1/2 ・老朽空き家を除却する場合 除却工事に対する補助 最大120万円(※加算要件を満たす場合) 家財処分にに対する補助 最大20万円(※加算要件を満たす場合) ・準老朽空き家を除却する場合 除却工事に対する補助 最大70万円(※加算要件を満たす場合)	
合併処理浄化槽 設置事業	補助	公共下水道および農業集落排水事業等の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象として、その設置費用に対し一部を補助	住民環境課 0778-34-8708
住宅の太陽光・蓄電池設備導 入促進事業	補助	町内の住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する費用の一部を補助 【要 件】 ①太陽光発電設備と蓄電池設備をセットで導入する場合 ②太陽光発電設備を単独で導入する場合 【対象者】 町内の住宅に居住する者又は設備設置後に居住を開始する者 【補助金額】 ①最大60万5千円 ②最大25万円	住民環境課 0778-34-8708
越前町住まい環境整備 支援事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。工事着工前に事前申請が必要。 【対象者】 ・要介護3以上と判定された方 ・要介護1または要介護2と判定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要 件】 ・車いすを利用する方 ・障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ・障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはⅤに該当する方 【助成額】 改造費の9/10(一定以上所得者の方は8/10または7/10)を助成(最大80万円)	介護福祉課 0778-34-8715

(次頁へ続く)

○越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町重度身体障害者住宅改造助成事業	補助	<p>【内容】 在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい支障があるため、自宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】 壁を壊して間口を広げる等、家の中の区切りを変更するような工事(住宅の玄関、台所、トイレ、洗面所、浴室等)</p> <p>【対象者】 在宅の身体障害者手帳の視覚障害または上肢・下肢・体幹機能障害2級以上の人</p> <p>【助成額】 改造費の8/10(最大80万円) ※他の制度により助成を受けることができる場合は、助成を受けられないことがあります。</p> <p>【その他】 助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p>	障がい生活課 0778-34-8723
越前町日常生活用具給付等事業	補助	<p>【内容】 在宅の身体障がい者が、自宅の段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成</p> <p>【対象工事】 段差解消、手すりの設置、床材の変更、扉の取り替え等の簡単な修繕工事(居室、廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等)</p> <p>【対象者】 在宅の身体障害者手帳の下肢または体幹機能障害3級以上(脳原性を含む)の人、難病等の人</p> <p>【助成額】 対象経費の9割(基準額20万円、上限額18万円)</p> <p>【その他】 助成を受けたい場合は、着工前に相談・申請が必要です。着工後に相談や申請をされても助成することができません。</p>	障がい生活課 0778-34-8723
越前町結婚新生活支援事業	補助	<p>【内容】 新婚世帯の住宅取得等に係る費用の一部を補助</p> <p>【対象費用】 ・住宅取得費(住居の購入費、建築費) ・リフォーム費(修繕費、工事費) ・住宅賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・引越し費(業者へ支払った経費)</p> <p>【対象者】 ・夫婦共に39歳以下で夫婦の合計所得額が500万円未満</p> <p>【助成額】 ・婚姻日における年齢が、夫婦共に29歳以下の場合…上限60万円 ・上記以外の場合…上限30万円</p>	子ども未来課 0778-34-8725
越前町早婚夫婦支援事業	補助	<p>【内容】 新生活のスタートアップに係る費用の一部を補助</p> <p>【対象費用】 住宅賃借費用等</p> <p>【対象者】 ・夫婦共に39歳以下であること ・夫婦の合計所得額が500万円未満であること</p> <p>【助成額】 ・夫婦の双方または一方が29歳以下…30万円 ・夫婦の双方または一方が25歳以下…40万円</p>	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。